

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-115

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から <u>9月</u> までの期間内における5日以内で必要と認める期間 イ (略) (7)～(22) (略) 2～8 (略)	(特別休暇) 第12条 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から <u>10月</u> までの期間内における5日以内で必要と認める期間 イ (略) (7)～(22) (略) 2～8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。